

平成25年第3回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより平成25年第3回平取町議会定例会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、5番平村議員と6番松澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、2月27日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番  
山田議員

本日招集されました第3回町議会定例会の議会運営等につきましては2月27日に開催されました議会運営委員会において協議し、会期については本日3月4日から3月15日までの12日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日3月4日から3月15日までの12日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日3月4日から3月15日までの12日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成24年12月分と平成25年1月分の出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、日高交通災害共済組合議会、日高西部消防組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情の一覧をお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告します。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告について。教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは、平成24年12月定例議会以降における、諸般の教育行政についてご報告を申し上げます。まず学校教育事業等についてであります。1点目の学校給食モニタリング事業の実施結果についてであります。このことにつきましては昨年12月定例議会において実施についてご報告申し上げたところではありますが、このたび結果が出ましたので、ご報告するものであります。北海道教育委員会の事業であります、学校給食モニタリング事業につきましては、平成24年度より学校給食で提供されました給食1食全体を検査し放射性物質量を

把握するなかで、安全を確認するとともに、その結果を学校給食用食材の選定に活用し、保護者等の不安低減を図る目的で実施されたものとなっております。平取町におきましては、平取小学校及び振内小学校の2校が指定を受け、12月20日に調理いたしました学校給食、この日の献立につきましては、えびピラフ、鶏のから揚げ、ポトフ、そして牛乳でありました。この給食1食分を委託検査機関であります、北海道薬剤師会公衆衛生検査センターに検体として送付し、放射性セシウム濃度測定により検査を行ったところでありました。結果につきましては両校ともに放射性セシウムは不検出となり、異常はないものであります。検査を実施いたしました両校に対し、学校だより等で速やかに保護者へ公表することを指導いたしました。既に学校においてはこれまで周知を行ったものとなっております。教育委員会といたしましては、平成25年度より道教委による事業によることなく、同様の検査を定期的にすべての学校において実施する計画といたし、児童生徒に対し、安全安心の食材の提供に努めてまいりたいと考えております。続いて、2点目のいじめの問題調査結果についてであります。ここ数年北海道教育委員会が5月と11月の年2回、定期的実施しておりますいじめの問題に関する調査となりますが、滋賀県大津市において発生いたしましたいじめが背景とされる中学生の自殺事案にかかわる学校等の対応につきまして、社会的に大きな関心、反響を及ぼすこととなり、文部科学省において、昨年8月に緊急的に各学校の実態把握を行うために、定期的な調査と同様の調査を行ったところでありました。結果といたしまして、平成24年度におきましては、学校においては、3回の調査を行ったということになりますが、本日ご報告いたしますのは、昨年の11月において調査いたしました内容についてのものとなります。調査の内容といたしましては、大きく3項目となっております。一つは、児童生徒に対してのいじめに関するアンケート調査、二つ目が学校でのいじめ実態調査、第三にいじめの問題に対する校内体制ということになっております。いじめの実態に関しましては、町内7校すべてにおいて、いじめとして認知してるという事案はない旨の報告となっているところであります。いじめの問題に対する学校内の体制につきましても、学校長を中心といたしまして、教職員が一丸となり、子どもたちが発するサインを見逃すことなく、敏感に受けとめるなかで対応するとともに、校内研修の充実、児童生徒一人一人のケア、並びに、地域保護者からの情報収集等を積極的に行い、学校全体において、いじめの未然防止と早期発見、そして早期解消に向けて全力で取り組んでいる状況であります。次に、平成24年度全国学力・学習状況調査の結果及び平成25年度調査への参加についてであります。昨年の4月17日に実施いたしました、全国学力学習状況調査の結果につきましては、同じく昨年12月定例議会においてその概要等につきましてご報告申し上げたところでありましたが、設問別における集計等の詳細が公表されたところでありましたので、改めて結果についてご説明申し上げたいと存じます。本調査につきましては、これまでどおり、小学校6年生、中学校3年生を対象に国語、

算数、数学の教科と、本年度新たに理科を加えて実施されました。北海道全体での結果状況につきましては、本年度も小中学校いずれの教科においても全国平均より低いという、非常に厳しい状況となっております。平取町の状況といたしましては、小学校では、前年度と比較して、全道との差において若干ではありますが、下回る状況で開いたものとなっております。特に算数が平均より大きく下回っており、決して算数への関心は低くはないのでありますが、数と計算をはじめとして、各領域において課題が見られる結果となっております。国語におきましても、読むこと書くことが十分ではなく、依然として読み書き、計算が苦手の状態が見られるものとなっております。次に中学校についてありますが、小学校と反対に前年度は全道と比較して平均より下回っていたのでありますが、24年度においては、すべての教科で平均より上回っている状況となっております。経年比較となります小学校6学年時との比較におきましても、全教科向上しており、設問別の得点分布状況を見ますと、極端な苦手傾向もない状況から一定の成果が出ているものと考えるところであります。今後におきましては、この結果を踏まえるなかで、各学校においては詳細に分析を行うとともに、学校改善支援プランの見直しを図りながら、学力向上に努める取り組みを行っていくものとなりますが、教育委員会といたしましても、学力向上対策において支援していく所存であります。なお平成25年度における調査につきましては、4月24日に実施予定となっておりますが、引き続き当町におきましては、全学校参加することとして、教育委員会議において決定を行い、あわせて各学校に対し実施参加について周知要請を行ったところであります。また平成25年度におきましては、本体調査とあわせて追加調査といたしまして、経年変化分析調査、保護者に対する調査、教育委員会に対する調査が行われる予定となっております。このうち、保護者に対する調査につきましては、保護者の教育に関する考え等を調査する内容となっております。抽出校による調査となっております。続いて4点目のチャレンジテスト、冬・春トライやるウィークの実施についてであります。このチャレンジテストにつきましては、ただいまご報告いたしました、全国学力学習状況調査と同様に、学力向上に向けた北海道教育委員会が独自に取り組んでいるものとなりますが、平成21年度からこれまで全道統一した重点施策といたしまして、すべての小中学校全学年に参加を募るなかで、国語、算数、数学の2教科を一定の期間において実施するものとなっております。平成24年度におきましては夏のチャレンジテストを皮切りに、冬と春にそれぞれ取り組まれており、平取町においてもすべてのテストに全学校全教科に取り組んでいる状況となっております。このチャレンジテストの取り組み及び学力・学習状況調査とをあわせまして、児童生徒の学力における基礎基本の定着を図っていくものとしております。続いて5点目のふるさと給食の実施についてであります。子どもたちの食生活を取り巻く環境が大きく変化し、偏った栄養摂取、また肥満傾向など、健康面において懸念される点が多く見られる今日におきまして、学校給食は子どもたちが食に関する

正しい知識と望ましい食習慣を身につけるために重要な役割をはたしているものであります。また本年1月24日から30日までの1週間は、文部科学省が全国学校給食週間と定め、この期間中において、児童生徒及び保護者に対し、改めて学校給食の意義であるとか、役割について、関心を抱いていただく取り組みといたしまして、全国でさまざまな計画がなされたところであり、当平取町におきましても、ふるさと給食と称しまして、期間中毎日、地場産の食材を活用しながら、北海道各地の料理を提供したところであり、続いて6点目の体罰に係る実態把握調査についてであります。このことにつきましては、大阪私立高校の運動部顧問教諭から体罰を受けた生徒が自殺した事件を受け、文部科学省が全国の都道府県と政令指定都市の教育委員会に対し、実態調査の要請を行い、改めて北海道教育委員会より各市町村教育委員会へ実態把握の調査依頼があったものであります。調査の概要といたしましては、2段階となっており、まず第1次報告といたしましては、平成24年4月から本年1月末までにおいて、学校及び教育委員会が体罰をもって懲戒処分を行った教職員の有無ということになっております。このことにおきましては町内各学校とも該当する職員はおらず、2月13日付けて道教委に対しその旨報告を行ったところであり、また、第2次報告ということで、道教委から2月18日付けをもって、道内公立小中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校の教職員、児童生徒、保護者、スクールカウンセラーの約60万人を対象に行うことで通知がなされたところであり、この第2次調査につきましてはアンケートにより記名をもって回答する方式となっており、2月下旬から今月上旬までの間において実施となるものであります。この調査における質問項目といたしましては、第1次報告同様、平成24年4月以降における事案といたしまして、体罰をしたり受けたり、見たことがあるか、またその時期、そして具体的な行為という内容になっております。また中学生、高校生における部活動については、外部指導者や卒業生等による暴力行為の情報提供を求めるものとなっております。なお小学生につきましては、直接調査を行わず保護者が代わって回答することとなっておりますが、中学生、高校生そして保護者は、それぞれ自宅にて記入をして、封書を厳封のうえ学校に配置しております回収箱へ投函するものとなっております。学校は回収された調査票を教育委員会へ開封を行わずに提出するものといたしまして、教育委員会におきましては、回収された調査票の開封を行い、その内容を精査するものとしております。その結果において体罰に該当、または体罰が疑われる回答があった場合は、教育委員会は該当する学校に対し、詳細な調査を改めて実施するよう指示するものといたしまして、当該学校におきましては、その時点で教職員、児童生徒、保護者などに事実確認のための調査を再度行っていくこととしております。これらの調査作業につきましては、今週8日までに各学校からの回収を行いますとともに、15日までに教育委員会においては、調査票すべての精査を行うものとしております。該当事案等が発生した場合における詳細調査等については、3月下旬までに終了させ

るなかで、4月上旬には道教委に報告する予定としております。道教委といたしましては、全道分の取りまとめを行い、内容の精査確認のもとに4月末までに、文科省へ報告を行うものとなっております。いずれにいたしましても、調査によっては、教師と児童生徒の人間関係等が損なわれることも危惧されますことから、調査アンケートにおける取り扱いについては十分配慮するなかで、慎重に行ってまいりたいと考えているところであります。続いて7点目の平成24年度平取町教育奨励表彰被表彰者の決定及び授与式の実施についてご報告申し上げます。本年度における本教育奨励表彰につきましては、関係団体等からの推薦をいたadenaなかで、1月29日開催の教育委員会議において被表彰者について決定を行い、去る2月27日に表彰授与式を実施したところであります。被表彰者につきましては、学校教育奨励、芸術文化奨励並びにスポーツ奨励における10個人3団体となっております。学校教育奨励につきましては平取高等学校であります。同校にありましては、食の大切さ、食物への感謝の心を育む教育プログラム、フードデザイン学習を行うとともに、地元特産品開発プロジェクトにおいて、株式会社ローソンとの共同開発のもとに、トマトキーマカレーデニッシュの発売を行い称賛を得たものであり、学校教育活動を通して極めて貴重な調査研究及び実践に基づく表彰事由となっております。芸術文化奨励につきましては檜の実吟社であります。同会につきましては、設立以来、43年が経過し、この間、6巻の句集を発刊するとともに、本年度発刊の売上金につきましては、社会福祉協議会へ寄付するなど、句会活動はもとより社会福祉活動も行った実績に基づく表彰事由となっております。続いてスポーツ奨励表彰であります。小学生中学生及び高校生における10個人1団体となっております。このうち2名の高校生が受賞となっておりますが、ともに平取町出身でありまして、1名が道内におけるバドミントンでの成績優秀者、1名が奈良県においてレスリングでの成績優秀者となっております。その他の受賞者につきましては、小中学生における空手及び剣道での成績優秀者5名、中学生における陸上、バドミントン及び柔道での成績優秀者3名となっており、団体につきましては、全国大会へ2度出場を果たしました義経剣心会となっております。次に8点目の日高管内教育実践表彰被表彰者の決定についてであります。本表彰につきましては、日高管内の学校教育の振興に功績のあった者に対し、実践表彰並びに特別賞を授与するものであります。平成24年度における被表彰者について、このたび決定されましたので、平取町関係分についてご報告申し上げます。平取町における被表彰者につきましては先ほどご報告申しあげました、平取町教育奨励表彰における被表彰者のうち、義経剣心会、平取中学校3年生平村太幹君、二風谷小学校6年生小山椎名君の1団体2個人となっております。義経剣心会につきましては、北海道少年剣道錬成大会小学生団体優勝のほか成績優秀、平村太幹君は北海道中学校陸上大会4種競技優勝、小山椎名君は北海道少年剣道錬成大会個人戦小学生男子優勝といたしまして、いずれも成績優秀としての特別賞を受賞するものであります。続きまして9点目の教

育行政懇談会の実施についてであります。学校統合を中心とした懇談会につきましては、1月21日振内自治会三役、2月5日長知内自治会役員及び保護者、2月26日岩知志自治会役員とそれぞれ意見交換の場を設けたところであります。続いて、学校教育における最後10点目の振内中学校体育館天井防護ネット張工事の実施についてであります。1月26日土曜日となりますが、振内中学校バドミントン部における練習中において、体育館天井部分よりこれまでにない軋む音が発生するとの連絡が教育委員会に入りました。このことを受け、職員がただちに同校に駆けつけ学校教頭の立ち会いのもとに現場確認を行ったところであります。私どもが行った後においては、体育館での異常な音はしない状況にありましたが、体育館屋根における施設から出る音ということではないことは確認をいたしました。天井部分について、改めて目視状態で点検をしたところ、梁は鉄骨をもって施行されておりますが、さらに梁から梁へと天井屋根部分を支える角材がございますが、その角材が年数経過とともに亀裂が生じていることが判明いたしました。その日は土曜日ということもございましたので、専門業者への連絡がとれなく、1月28日月曜日に業者への状況報告にあわせ、現地における点検確認等を依頼したところであります。業者においてはその後現場での点検等を行うなかで、ただちに角材等が落下することはないとするものではありましたが、学校関係者の安全を確認するうえにおいては、防護ネットを張りめぐらすことが有効な対策であるということでの判断をいただきましたので、学校との協議を行うなかで、早急に実施することを決定したところであります。防護ネット設置については、角目15ミリとする、防災建築養生ネット幅4.5メートル、長さ10メートルのものを12枚張りめぐらすものとしたしまして、2月22日までに作業は終了した状況となっております。この間約1か月、体育授業及び部活動に際し大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしましたことについて、学校長をはじめ教職員そして生徒、保護者へ改めて深くおわび申し上げる次第であります。なお、体育の事業につきましてはこの間、振内青少年会館を利用するとともに、部活動については、振内小学校体育館を利用させていただいたところであります。また、本事業については規定の学校予算需要費において執行したところであります。以上で学校教育に関する行政報告を終了いたしまして、続いて社会教育事業等についてご報告申し上げます。まず社会教育につきましては、教育推進計画及び生涯学習事業等に基づき、各種事業を展開しているところでありますが、12月からこれまでにしましては、子ども公民館講座において百人一首下の句かるたを始めとして、合計6回開催をいたしております。また、子育て講座につきましても、2回開催するとともに、キッズチャレンジTHEあぐりにつきましても、2月16日に最終日を迎えたのでありますが、寒締めハウレンソウについてこれまで合計4回の学習を重ねてきたところであります。次に、FIT英会話クラブへの支援協力についてであります。振内町、岩知志、豊糠地区の住民が参加とする英会話教室が、地域有志により企画され、現在26名の生徒のもとで実施され

ておりますが、教育委員会といたしまして、講師の派遣について支援協力を行っているところであります。1月21日から3月25日までの合計10回の教室となりますが、いきいきライフを目的とした英会話教室に対し、小中学校外国語指導助手でありますコール・クリヴォスキについて派遣しているものであります。なおそのほか地域における活動について教育委員会といたしましても積極的に支援等を行ってまいりたいと考えております。続いて社会体育事業についてであります。平取サッカースポーツ少年団と富川サッカースポーツ少年団合同編成チームでありますエストレヤFCが全道フットサル選手権2013U-12の部へ出場し好成績を残したところであります。2月23日、24日と札幌市で開催されました本大会において、エストレヤFCは予選リーグを勝ち抜き、続く決勝トーナメントにおいても、ベスト8まで進出いたしました。ベスト4を目指した試合において惜しくもPK戦で敗退したところであります。続いて文化財関連についてであります。1点目の重要有形民俗文化財のき損についてであります。このたび二風谷アイヌ文化博物館展示室及び収蔵庫に保管管理しております重要有形民俗文化財であります二風谷及び周辺地域のアイヌ生活用具コレクション919点のうち、51点において、キクイムシによる虫食い穴が生じていること発見し、文化庁長官に対し、き損報告を行ったところであります。き損状況といたしましてはイタをはじめ、臼、杵等において、0.5ミリから1ミリ程度の虫食い穴となっており、数か所から数十か所となっているものであります。この対処方法といたしましては、25年度予算において計上したところであります。本年8月に博物館の臨時休館日を設け、燻蒸処理を行ってまいりたいと考えております。また、燻蒸後においては、展示室及び収蔵庫における防虫剤等の運用を行いながら、衛生管理等をはじめ、環境整備に十分配慮してまいりたいと考えております。続いて2点目の二風谷アイヌ文化博物館企画展の実施であります。2月1日より28日までの1か月間においてイタ（盆）の造形美をみる―受け継がれてきたアイヌのものづくり―といたしまして、実施をいたしました。本企画展につきましては、期間中延べ272人の入館者をいただき、伝統美あふれる内容をもって終了することができました。以上、大変長くなりましたけれども、昨年12月定例議会からこれまでの主要な教育行政報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例にかかわります提案理由及び改正条文内容についてご説明申し上げます。提案理由といたしましては、国家公務員の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。それでは、

条例の新旧対照表によりご説明いたしますので3ページをお開き願います。介護休暇についてであります。第14条第1項におきまして、配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他規則で定める者とは同居して扶養している祖父母、兄弟姉妹が負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、常時介護、要介護状態であることが明らかになった場合、介護休暇が取得できることとなっております。今回の改正内容につきましては、第2項において取得できる期間を定めておりますが、その期間が3か月から6か月の期間内において必要と認められる期間に改正するものであります。附則といたしまして、公布の日から施行するものであります。以上で議案第1号についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議願います。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

4ページをご覧ください。議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。平取町国民健康保険税条例の一部を次のように改正しようとするものであります。次ページをご覧ください。このたびの条例改正に当たりましては、後ほど説明資料でご説明しますが、第7条及び第9条、第23条関係について改正しようとするものであります。なお、説明につきましては、別紙資料により行いたいと思っておりますが、6ページから8ページにつきましては新旧対照表となっておりますので、ご覧いただければと存じます。それでは、9ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。まず、提案理由ですが、国民健康保険被保険者にかかる後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)についてそれぞれの資産割額と世帯別平等割額を引き下げ、もって被保険者の負担軽減を図ることを目的とするものであります。次に、1番目の国民健康保険料税率等の改正についてであります。1から4までの分について、その下ですね、保健税新旧比較表でご説明申し上げます。まず、このたびの改正に当たりましては、医療分は変更はありません。真ん中の後期支援分についてですが、現行の資産割が25%から改正案として14%



に改正しようとするものであります。また、平等割につきましては、現行7千円から5千円に引き下げるものであります。それから右側の介護分でございますけれども、資産割が現行25%から9%、それから平等割が7千円から5千円に下げようとするものです。またその下の2番目の保険税の減額、第23条関係ですけれども、7割軽減、それから5割、2割軽減ということで、それぞれありますけれども、軽減額の所得の制限につきましては、下のほうに記載しておりますのでご覧いただければと思いますけれども、まず、後期支援分ですけれども、7割軽減につきましては、世帯別平等割額で特定世帯以外で3500円、これは4900円から3500円に下げるものでございます。特定世帯につきましては2450円から1750円。5割軽減につきましてはこれは世帯別平等割の特定世帯以外で3500円から2500円、特定世帯で1750円から1250円。次の2割軽減世帯別平等割ですけれども、特定世帯以外で1400円から1千円、特定世帯で700円から500円に改正しようとするものであります。また、右側の介護分につきましては、世帯別平等割1世帯当たりですけれども、現行4900円から3500円、それから5割世帯で3500円から2500円、2割軽減世帯で、1400円から1千円というふう引き下げようとするものでございます。また5ページに恐縮ですけれどもお戻り願います。附則につきましては、1項の施行期日ですが、第1項としましてこの条例は平成25年4月1日から施行しようとするもので、2項の適用区分につきましては、改正後の平取町国民健康保険税条例の規定は平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしようとするものであります。このたびの条例改正につきましては1世帯当たりおおむね5千円程度の引き下げとなりますが、これらの提案に際しましては平成24年12月5日に開催されました、国保運営協議会の答申をいただき、また、2月6日の産業厚生常任委員会においてご協議申し上げておりますので、申し添えます。以上、ご説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番藤澤議員。

2番  
藤澤議員

2番藤澤です。大変思い切った、正に生活弱者といいますか社会的弱者といえますかそういう方々に対しての配慮がみえる改正内容となっておりますが、なかなか他町では思い切ったこの数字を出せ得ないようなこの状況のなかで、町長はどのような財源あるいはやりくりをもって、その信念のほどを伺いたいたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、お答え申し上げますが、国保税の見直しにつきましては、毎年、景

気が非常に低迷し、所得も減じているなかで、なんとかそういったかたちで軽減をしたいということで、これまでの国保会計の推移の状況を見まして、重篤患者が来ればまたいろんな面で支障がきますけれども、ここ平均3か年ではある程度安定したなかで推移しているということが1点と、もう一つは、基金が約3千万ほどもってございますので、向こう3年から5年程度はある程度引き下げをしていきたいということでございますし、また管内的にもですね、少し、平取町の場合は保険税が高いというようなこともございますので、そういったかたちで管内並みにですね、何とか、軽減をしながら、推移をしていきたいなという考え方と、もう一つはやはり、健康予防というかたちのなかで、これからさらに、特定健診等を高めながらですね、健康維持をしながら、それに連動していくなかで、国保会計そのものが安定するようなかたちで合わせて努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長

ほかはございませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はございませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第2号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第3号平取町給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは、議案第3号平取町給水条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げますが、大変恐縮ですが、一部訂正をさせていただきたいと思っております。11ページをお開き願いたいと思っております。上から8行目になりますが、第7章布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格というのが、正式な文言ですが、資格の格という字が一字抜けておりますので、追加をよろしくお願い申し上げたいと思っております。大変ご迷惑をおかけいたしました。それでは、提案理由でございますが、2月21日開催の産業厚生常任委員会でご説明させていただきましたが、議案第3号から議案第7号までは共通のものでありまして、地域主権改革一括法の交付によりまして、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政が運営できるよう、関係法令の整備が図られたところであります。具体的には国の法律を補完する、政令、省令、いわゆる施行令、施行に当たっての詳細が明記されているものであります。この政令、省令で定められている基準について、参酌しながら、地域の特性等を判断し、独自に条例で規定できる

ようになったものでございます。これを受けまして、建設水道課に係る、水道法、公営住宅法、河川法、道路法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部改正及び新規制定を行うものでありますので、よろしくお願い申し上げます。それでは改めまして、議案第3号平取町給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので10ページをお開き願います。平取町給水条例の一部を次のように改正するものであります。この一部改正につきましては地域主権改革一括法の改正に伴い、政令で定める基準、水道施行例を参酌して、地方公共団体の条例で定めることになっていることから、参酌した結果、政令で定める水道法施行令の本文をそのまま条文化することといたしました。既に平取町においては、水道給水条例が施行されておりますので、関係する部分のみ一部改正するものであります。改正内容についてご説明申し上げますので14ページの新旧対照条文表をご覧くださいと思います。右欄が現行条文で左欄が改正条文となっております。今回の水道法の一部改正により、条例で明文化しなければならない事項が3点ほどございまして、1点目は地方公共団体が行う水道の布設工事を条例で定めること。2点目につきましては、布設工事に伴う布設工事監督者の資格を条例で定めること。第3点目は水道技術管理者の資格を条例で定めることとでございます。このことから改正案のとおり、第1条の条例の目的につきましては、下線部分の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格を定めるの文言を追加するものでございます。次に、第7章を追加するものでありますが、先ほど申し上げました、条文化しなければならない、3点について明文化したものであります。第44条において、布設工事監督者を配置する工事は水道施設の新築及び(1)(2)に記載の増設もしくは改造としたものであります。第45条において、布設工事監督者の資格を定めたものでありますが、次ページの(1)では大学の土木工学、衛生工学、水道工学を卒業した者が1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば、良いとしたものでございます。(2)においては大学で(1)以外の学科を卒業した者は、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたものであります。(3)においては、短期大学、高等専門学校で土木科またはこれに相当する課程を卒業した者は2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたものであります。(4)においては、高等学校で土木科又はこれに相当する課程を卒業した者は3年6箇月以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたものであります。(5)においては、学歴にこだわらず、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたものであります。(6)においては大学院または専攻科で衛生工学、水道工学を専攻し(1)の学歴を有する者は、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとし、(2)の学歴を有する者は1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたものであります。次ページですが、(7)においては、外国の学校を卒業さ

れた方の資格基準を定めたものでありまして、(1) から (4) で示している程度の習得をしていけばよいとしたものでございます。(8) においては技術士法に定める技術士の資格があれば6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたものであります。次に、第46条において水道技術管理者の資格を定めたものでありますが、(1) においては前45条で定めた布設工事監督者の資格を有していれば良いとしたものであります。(2) においては大学で土木工学以外の工学、理学、農学、医学、もしくは薬学に関する学科を修めて卒業した者は2年以上、第45条(3) に規定する短大、高等専門学校を卒業した者は3年以上、(4) に規定する高等学校を卒業したものは4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたところであります。次ページであります、(3) においては、学歴にこだわらず、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたものであります。(4) においては、前条45条(1)(3)(4) において工学、理学、農学、医学、もしくは薬学以外の学科目を卒業した者で、大学卒業者は2年6箇月、短大、高等専門学校卒業者は3年6箇月、高等学校卒業者は4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験があれば良いとしたものであります。(5) においては外国の学校を卒業された方の資格基準を定めたもので、(2) に規定する学科を習得していれば良いとしたものであります。(6) においては厚生労働大臣の登録を受けた者が行う、水道の管理に関する講習の課程を修了した者で良いとしたものでございます。次に、第7章を第8章とし、第44条を第47条に改正したものであります。改正本文の11ページにお戻りいただきたいと思っております。平取町給水条例(平成10年平取町条例第11号)の一部を改正しようとするものでありますが、改正内容につきましては、新旧対照条文のとおりでありますので、省略させていただきます。附則として、この条例は平成25年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第3号平取町給水条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。日程第8、議案第4号平取町営住宅整備基準に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

はい。それでは議案第4号平取町営住宅整備基準に関する条例の制定についてご説明申し上げますので18ページをお開き願います。平取町営住宅整備基準に関する条例を次のように制定するものでございます。19ページをお開き願います。平取町営住宅整備基準に関する条例本文であります。第8条から第16条までで条文化しております。この条文につきましては地域主権改革一括法の改正に伴い、国土交通省令で定める基準、公営住宅等整備基準を参酌して、地方公共団体の条例で定めるとなっていることから、参酌した結果、国土交通省令で定める公営住宅等整備基準の本文をそのまま条文化することといたしました。ただし、国土交通省令で定める公営住宅等整備基準のなかに適切に図るための措置が講じられていなければならないという条文がいくつかありまして、平取町としては、この具体的な内容の扱いとして、北海道が定める住基本計画のなかにある基準を運用してきた経緯があることから、条例文のなかでは、町長が別に定める措置が講じられていなければならないという文言に置きかえたところであります。町長が別に定めることがある内容については北海道が定めている住基本計画のなかにある基準を運用し、平取町営住宅整備基準に関する条例施行規則で定めておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。それでは条例本文で国土交通省令で定める公営住宅等整備基準と文言が変わったところのみ説明させていただきますが、第8条住宅の基準の第2項、第3項、第4項、次ページいきまして第5項、第9条の住戸の基準の3項、それから第10条住戸内の各部、それから第11条共用部分で町長が別に定める措置が講じられていなければならないとしておりまして、具体的な内容については、平取町営住宅整備基準に関する条例施行規則で定めており、国土交通省令の定める評価方法基準を満たす措置となつてございます。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第4号平取町営住宅整備基準に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第5号平取町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道

それでは、議案第5号平取町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定に

課長

ついてご説明申し上げますので、21ページをお開き願います。平取町道路の構造の技術的基準等を定める条例を次のように制定するものであります。22ページをお開き願います。平取町道路の構造の技術的基準等を定める条例本文であります、第1条から第41条までで条文化してございます。この条文につきましては地域主権改革一括法の改正に伴い、道路の構造の基準について政令で定める基準、道路構造令を、道路標識の設置については、国土交通省令の定める基準、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を参酌して地方公共団体の条例で定めることになっていることから、参酌しながら、地域の特殊性を考慮し、条例化したものであります。それでは条例本文で政令で定める、道路構造令と条文等が変わったところのみご説明させていただきたいと思いますが、22ページ第4条、町道の構造の技術的基準であります、今までは道路構造令では一般国道の構造の一般的技術的基準しか定められておらず、都道府県道及び市町村道においては、基準がなく、一般国道の基準を都道府県道及び市町村道に読みかえて運用してきた経緯があることから、今回、町道の構造の技術的基準を次条の5条から41条で定めることを条文化したものでございます。23ページ、第6条路肩において、9項、10項の2項目を追加しておりますが、第2項で規定する、路肩の幅員を定める場合の規定を明文化したものでございます。第7条停車帯において町道においても必要があれば停車帯を設けることができるとしております。24ページ、第10条歩道であります、第3項において特別な理由によりやむを得ない場合においては歩道幅を1.5メートル以上でも設置できるとしております。25ページ、第12条堆雪幅であります、除雪を勘案して堆雪幅を確保できるよう、路肩歩道の幅員を定めていくものとしたものでございます。26ページ、第20条視距等の第1項において、道路構造令では視距の最低値は視距の欄の右欄の数値になっておりますが、北海道は積雪寒冷地ということから視距の欄の左欄の数値を最低数値とすることにいたしましたものでございます。27ページ、第21条縦断勾配であります、道路構造令では縦断勾配欄の左欄と右欄の最低値しか定められておりませんが、北海道は積雪寒冷地ということから、冬期の状況を考慮した場合は、真ん中の欄の数値を縦断勾配の最低数値とすることにいたしましたものでございます。第23条の縦断曲線であります、道路構造令では縦断曲線半径欄の右の欄の数値を最低値として定めておりますが、北海道は積雪寒冷地ということから冬期の状況を考慮して左欄の数値を縦断曲線の最低数値とすることにいたしましたものでございます。31ページ、第41条町道に設ける道路標識の寸法であります、国土交通省令の定める基準、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令についてそのまま条文化したものであります。35ページ、附則1といたしまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものであります。附則の2といたしまして、このうち条例の施行の際、現に工事中のもの、また継続事業で行うものについては、この条例の第5条から第41条までの規定に適合しない部分がある場合においては、当該旧道路構造令の規定の例によることとしておりま

す。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願  
いたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決  
定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第5号平取町道路の構造の技術的基準  
等を定める条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第6号平取町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定め  
る条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道  
課長。

建設水道  
課長

それでは、議案第6号平取町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める  
条例の制定について、ご説明申し上げますので、36ページをお開き願います。  
平取町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を次のように制定  
するものであります。37ページをお開き願います。平取町準用河川管理施設  
等の構造の技術的基準を定める条例本文であります。第1条から第48条ま  
でで条文化しております。この条文につきましては、同じく地域主権改革一括  
法の改正に伴い、政令で定める基準、河川管理施設等構造令を参酌して、地方  
公共団体の条例で定めることになっていることから、参酌した結果政令で定め  
る河川管理施設等構造令の本文をそのまま条例化することといたしました。た  
だし、平取町が管理する準用河川はオバウシナイ川の1河川だけありますの  
で、政令で定める河川管理施設等構造令全77条のうち、必要とする条項48  
条を抜粋し条文化したところがございます。それでは、条例本文で政令で定め  
る河川管理施設等構造令と文言が変わったところのみご説明させていただきます  
が、37ページの第10条管理用通路で堤防に設ける河川の管理のための通  
路の基準を河川管理施設等構造令施行規則で定める基準で明文化したところ  
であります。附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日より施行する  
ものがございます。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほど  
よろしくお願いたします。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第6号平取町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については原案のとおり可決しました。日程第11、議案第7号平取町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは、議案第7号平取町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げますので46ページをお開き願います。平取町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例を次のように制定するものがあります。47ページをお開き願います。平取町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例本文ではありますが、第1条から第22条までで条文化しております。この条文につきましては、同じく地域主権改革一括法の改正に伴いまして、国土交通省令で定める基準、移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める省令を参酌して、地方公共団体の条例で定めることになっていることから、参酌した結果、国土交通省令で定める基準、移動等の円滑化の促進にかかる道路の構造に関する基準を定める省令全37条のうち、必要とする条項、22条を抜粋し、条文化したところがございます。それでは条例本文で国土交通省令で定める移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める省令と文言が変わったところのみ説明させていただきますが、第5条舗装等において、歩行者の安全確保のために第3項の条文を追加したものであります。50ページ、附則1といたしまして、この条例は平成25年4月1日より施行するものであります。附則の2経過措置といたしまして、第3条に規定する歩道を設けるとされている道路区間のうち、歩道のないところについては、高齢者、障害者等の安全確保のために、自動車を減速させるための措置として、車道に狭さく部、屈曲部等を設けることができるとしたものであります。附則の3といたしまして歩道の幅員については、第4条1項の規定にかかわらず、1.5メートルまで縮小できるとしたものであります。附則の4といたしまして、歩道等の車道等に対する高さは基準を適用することが適当でない場合においては、第8条第1項の規定によらなくてもよいとしたものでございます。附則の5といたしまして車両乗入れ部も幅員を第10条の規定によらず1メートルまで縮小することができるようにしたものであります。以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。



(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第7号平取町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第8号及び日程第13、議案第9号につきましては、関連がありますので、一括議題といたしたいと思えます。日程第12、議案第8号平取町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定について、日程第13、議案第9号平取町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定についてを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

それでは、議案書51ページ及び132ページをご覧ください。議案第8号平取町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例並びに、議案第9号平取町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書52ページ以降をお開きください。ご覧のとおり、この二つの条例、合計で294条、124ページにわたる膨大な条例案でありますことから、2月27日に開催されました議会運営委員会におきましてご承認いただきましたので、本日は、別にお配りをいたしました、概要版をもちまして、ご説明を申し上げます。それでは、地域主権改革一括法等に基づく地域密着型サービスに係る条例制定について、(概要)1ページをご覧ください。ここでおそれ入りますが、資料中一部文言の追加をお願いいたします。1ページの1、条例制定の背景であります、本文6行目に、平成25年3月31日までに制定・施行することとありますが、このなかで制定の後の点の次に「4月1日から」という文言の挿入をお願いします。したがって、平成25年3月31日までに制定・4月1日から施行することとされており、ということにご訂正をお願い申し上げます。お手数をおかけいたしますがよろしく願いいたします。それでは、1ページ。まずはじめに、1、条例制定の背景であります、いわゆる地域主権改革一括法、正式名称は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」であります、これが制定されたのを受けまして、国は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、介護保険法の一部改正を行い、これに伴って、法律や省令等で全国一律に定められておりました介護保険サービス事業者の指定等に関する基準につきまして、都道府県や市町村の条例で定めることとなりました。

法律によりますと、この条例は、本年3月31日までに定め、4月1日から施行することとなっております。町は本日の町議会定例会に提案し、条例を制定しようとするものであります。次に2の根拠となる法律の条項の説明は省略をさせていただきます。次に3、平取町が制定する条例についてであります。枠のなか、左側に記載する1番目、平取町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例と、2番目、平取町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の二つであります。1番目の条例は要介護1から5の方がお受けになる地域密着型サービスに関するものであるのに対し、2番目の条例は、要支援1から2の方がお受けになる地域密着型介護予防サービスに関するものであります。二つのサービスの種別は、資料記載のとおり、多数存在いたしますが、当町に存在するサービスは、現在、振内地区に建設中で、4月から事業を開始する予定の認知症共同生活介護グループホームでございます。したがって、その他のサービスは、現在、当町には存在いたしません。今般の条例制定に際しましては、条文作成の面におきまして、介護保険上規定されている地域密着型サービスに関する事項をあらかじめ網羅しておく必要がありますことから、今般、条例整備をしようとするものでございます。なお、特別養護老人ホーム平取かつら園は、介護保険上、施設サービスであることから、北海道の条例で規定される施設であり、町の条例では規定されません。ちなみに、グループホームは、形態上は建物施設であります。介護保険上は在宅サービスのなかの地域密着型サービスに分類されているものでございます。続いて2ページをご覧ください。4、基準の類型についてであります。厚生労働省令によりますと、条例制定に当たっての基準の類型といたしまして、次の三つがございます。一つは「従うべき基準」であります。これは条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合させなければならない基準でありまして、地域主権改革の推進と申しまして、町が独自で変えてはならない、国からの強制的基準でございます。建物の床面積の規定などが、これに当たります。二つ目は「標準」であります。これは、法令の「標準」を基準としつつ、国が示した範囲以内で地域の実情に応じて、その内容を定めることが許容されるものであります。三つ目は「参酌すべき基準」であります。これは省令で定める基準を勘案して、町が地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものであります。次に、2ページ下段の5、条例案の考え方に移ります。①であります。町は原則として、国の基準に基づき、条例を制定する考えであり、ただし、国から許容される一部の項目につきましては、町独自の内容を盛り込み、サービス基準の向上に努めたいと考えております。②2ページの下段、太枠で囲んだ条例（案）の条文は、地域密着型介護老人福祉施設の入所者定員は国の標準で示す基準上限の29人とする規定を明示したものでございます。次に、3ページをご覧ください。③サービスを行う申請者に関する基準は、国からの従うべき基準に基づき法人といたします。したがって、この場合、個人は申請者として認めないということになります。

太枠で囲む町条例（案）の条文はこれを表しております。次に6、条例案の概要であります。これは国の基準を参酌した上で、町が独自に定めるものであり、地域密着型介護老人福祉施設の居室の定員は国の基準では1人または2人のユニット型個室としておりますが、これは利用料金が高額になること、北海道の条例におきましては、多床室いわゆる4人部屋を整備できるとしていること。町内にある特別養護老人ホームは現在4人部屋となっていること等を総合的に参酌、勘案いたしまして、平取町はこれを条例で入所者のプライバシーの確保に配慮した措置がなされていると認められる場合は、一つの居室の定員は4人以下とすることができると規定しようとするものでございます。続きまして、4ページをご覧ください。運営に関する内容であります。厚生労働省令によりますと、地域密着型老人福祉施設などにおいて、当該施設で事故が発生した場合は、事故状況及びその処理について記録しなければならないと定められておりますが、サービス事業者を指導監督する立場にある町といたしまして、事業者に対して報告義務を課すことにより、事業者の事故発生時の対応を強化させる目的から当町の条例におきましては、これを、4ページ下段及び5ページ上段の太枠で囲んだ町条例（案）のように、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、速やかに町長に報告しなければならない。と規定しようとするものであります。5ページ下段の下線のように厚生労働省令におきましては、事業に関する記録の整備については、その保存期間を2年間といたしておりますが、介護保険給付費の返還請求権の時効が地方自治法で5年間と定められていることを参酌し、町条例において、6ページ上段に記載のように、これを5年間保存しなければならないと規定しようとするものであります。6ページ以下7の参考資料は介護保険法の抜粋を掲載させていただきました。これに関する内容の説明は省略をさせていただきたいと考えます。条例案の概要についての説明は以上のとおりであります。どうぞよろしくご審議くださるようお願いをいたします。

議長

議案第8号及び議案第9号について一括質疑及び討論を行い、採決については議案ごとに行っていきたいというふうに思います。それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。松澤議員。

6番  
松澤議員

今の説明のなかの3ページで、2人入居者のお部屋のなかの定員なのですが、2名とすることができると、イのほうでプライバシーの確保に配慮した措置がなされていると認める場合は、4人以下とすることができるとなっていますけども、町の条例としてこのようにするということは、平取町としては、プライバシーの確保に配慮したっていうその特段の理由と申しますか、そういうものは何か考えられているのかお聞きしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長 松澤議員のご質問にお答えを申し上げます。このプライバシーの確保につきましての具体的な文言の規定はございませんが、内容といたしまして、例えばカーテンのしきりでありますとか、あるいは普通のカーテンあるいはアコーディオンカーテン等のしきり、あるいは、固定式のつuitate等で隣の方とのプライバシーを確保できるということが認められる場合においては、4人以下とすることができるといふふうに考えてございます。以上です。

議長 ほかございますか。10番千葉議員。

10番千葉議員 10番千葉です。説明文の4ページなんですけど、事故発生時に対する対応、措置でございますけども、かっこ書きのなかにあるような、事故対応、記録という文言が出てきますけども、記録というのはこれは筆記記録なのか撮影記録なのか、はたまたそのほかにはどのような記録方法が求められているのか、それと速やかに町長に報告ということがありますけども、このことにつきまして、例えば事故発生時のなかで時間的にその日のうちになのか、あるいは事故発生時と同時報告なのか、速やかにということに対しての理解はどのように理解したらいいのかご説明のほどお願いいたします。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 はい、千葉議員のご質問にお答えを申し上げます。記録につきましては細かい条例上の規定はございません。速やかににつきまして、細かい条例上の規定はございませんが、今後、規則、要綱等で具体的に決めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長 10番千葉議員。

10番千葉議員 ぜひ、しょっちゅう新聞それから報道等みますと、この辺のことがですね、非常に大事なかたちで報道されておりますので、その辺の規定というのはできる限りですね速やかに、本当に細かなかたちでですね、検討されていくことを望んでおりますけども、できるだけ早くにお願いしたいなと思います。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいまご指摘いただきましたように、特にグループホームにおきましては、先般長崎での火災等で死傷者が出ており、グループホームの運営、今後4月以降開始をされるわけでございますが、特に、この今ご指摘いただいたことを踏まえまして、今後とも対処させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長

ほかございますか。質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、議案第8号について採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第8号平取町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。

次に、議案第9号について採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、議案第9号平取町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定については原案のとおり可決しました。休憩します。

(休憩 午前10時53分)

(再開 午前11時10分)

議長

再開します。日程第14、議案第10号平取町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

それでは、議案書167ページ及び168ページをお開きください。議案第10号平取町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましてご説明申し上げます。本条例案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、新型インフルエンザが発生した場合における町の対策本部の組織体制を新たに条例に基づいて整備しようとするものであります。冒頭第1条でただいま申し上げました条例の目的を掲げ、第2条で本部長、副本部長等の職責を述べ、第3条で会議の招集を、第4条において部の設置を規定いたします。第5条雑則として、その他必要な事項は本部長が定めるとしております。この条例案の施行期日は、附則におきまして、法律が施行される日から施行すると規定いたします。なお、法律の施行日は、法律が公布された平成24年5月11日から1年以内である平成25年5月10日までに行われることとされております。以上、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、議案第10号平取町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については原案のとおり可決しました。

日程第15、議案第11号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第11号公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたしますので、169ページをお開き願います。今回の提案につきましては地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者の指定について議会の議決を得ようとするものでございます。管理を行わせる施設の名称につきましては「平取町老人福祉センター」及び「二風谷ファミリーランド」施設の所在地につきましては沙流郡平取町字二風谷94番地1外でございます。指定管理者となる団体の名称につきましては株式会社アンビックスで、指定管理を行わせる期間につきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間でございます。選定の理由につきましては次ページをご覧ください。説明資料1でございますけれども、選定の経過につきまして、現在の平取町老人福祉センター及び二風谷ファミリーランドの指定管理期間につきましては、平成25年3月31日をもって終了するため、平成25年度からの指定管理については、びらとり温泉のリニューアルに合わせ、指定管理業者の新たな公募について準備を進めておりましたけれども、リニューアルが平成26年4月に延期となったため、平成25年度については、1年間現在の施設での運営となり、リニューアル後の指定管理を含めてより良い形態での指定管理業者選定を協議した結果、平取町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2号の規定により、公募によらない方法により選定をしたところでございます。2番目として老人福祉センター及び二風谷ファミリーランド指定管理業者の詳細でございます。業者名につきましては株式会社アンビックス、本店については札幌市中央区南1条西7丁目1番地2、会社創立年月日については、平成3年3月13日、発行済株式の総数については4000株、資本金につきましては2億円となっております。代表取締役は前川二郎氏、本店・営業所数につきましては、温泉宿泊施設ホテル等でございますけれども11施設、そのほかに総合体育館、小樽市の総合体育館の指定管理を行っております。またスキー場1施設、ゴルフ場1施設、ゴルフ練習場1施設持っているようなかたちでございます。従業員の数は624名、納付すべき税額については法人税等で1369万円、指定管理をする、指定管理料につきまして

は3950万円。運営等につきましてでございます。利用時間等でございますけれども、老人福祉センターについては休日の設定については無休ということでございます。施設点検等での不定期休が入ってくるというかたちでございます。営業時間につきましては基本的には現行どおりというかたちで進みます。次にファミリーランドでございますけれども休日の設定は、福祉センターと同様の無休、ただし施設点検等での不定期休があるということでございます。営業時間等については基本的には現行どおりというかたちでございます。以上、議案第11号公の施設に係る指定管理者の指定につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

質疑を行います。10番千葉議員。

10番  
千葉議員

10番千葉です。一つ質問して確認しておきたいんですけども、公募によらない方法ということで今後のことなんですけども、いわゆるリニューアル後も想定した契約となってくるわけなんですけども、今の古い施設のことなんですけども、前任の契約条項から何一ついじらないでそのままの状態で来年の3月までアンビックスさんと古い施設の運営も行ってもらおうという理解でいいのかっていうことが一つと、もう1点、新しい施設で運営をしていく場合、いわゆる指定管理が新しい施設になった場合の、新しい条項文というのは相当いろんな文言で、かたち残していかなくちゃいけないと思ってるんですけども、その作業はいつごろ始めてですね、いつぐらいまでには整えてというかたちで我々議会の方にもその条項文、契約条項含めて、いつごろご提示になるのかその予定も合わせてご答弁願いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

お答えいたします。現在の指定管理の協定書につきましては基本的にアンビックス社とも継続というようなかたちで、同内容で協定を結んでいきたいというふうに考えております。ただ、細かい部分等です、休みにしても現在は月に何回か休みをとっているようなかたちでございますけれども、無休で実施していくというようなこともございますし、かなり施設についても老朽化しておりますので、26年4月からリニューアルということであるべく修繕等には金額かけたくないところがございますけれども、どうしても緊急的に修繕をしていかないとだめな部分等である可能性もございますので、その辺の部分について、細かく協定を結ぶようなかたちを考えておりますので、25年の4月からの協定書につきましては、案ができた段階で、議会のほうとも相談させていただいて、協定を結ぶというようなかたちで考えております。また26年度4月からの指定管理の部分の協定につきましては、なるべく早い段階で、かなりの項目で現在と変わってくるような状況になりますので、アンビックス社とも

協議を進めながら、また議会のほうでもですね、担当の常任委員会、また必要であれば全員協議会等で説明をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、いつから取りかかるといった基本的な具体的な日にちは答えられませんけれども、なるべく早い時期から協議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ほかございませぬか。これで質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませぬか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、議案第11号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第16、議案第12号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ  
施策  
推進  
課  
長

はい。それでは私の方から議案第12号公の施設に係る指定管理者の指定についてをご説明をさせていただきたいと思ひます。171ページをご覧ください。公の施設「平取町イオルの森」に係る指定管理者の指定についてですが、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平取町公の施設に係る指定管理者に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構を指定しようとするものでございませぬ。平取町イオルの森につきましては、平成21年9月17日に二風谷ダム右岸の町有林約210ヘクタールを、優れた自然景観を保全し、アイヌ文化に有用な自然素材が多く育つ森林を育成し、もってアイヌ文化の振興と理解の促進、並びに町民の保健休養、体験学習などの利用を図るために設置し、平成22年6月22日開催の議会の議決を得、本年3月31日まで、財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構にその管理をお願いしてきたところでございませぬ。今般の公の施設イオルの森に係る指定管理者の指定は管理期間満了による更新で、アイヌ文化振興法の定めにより、アイヌ文化の振興等を目的とする同財団に再度お願いをしようとするものでございませぬ。指定管理を行わせる期間といたしましては3にありますように平成25年4月1日から平成28年3月31日を予定しているところでございませぬ。選定の理由等についてはただいまご説明をいたしましたけれども、平取町イオルの森設置目的及び平取町公の施設への指定管理者制度適用に係る指針に照らし、また、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の定めによりアイヌ文化の振興等を目的とする財団であることから、指定管理者として適当であると判断できるので、再度更新をしようというところでございませぬので、ご審議のほどよろしくお願ひをしたいと思ひます。以上でございませぬ。



議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、議案第12号公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第17、議案第13号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり  
課長

それでは、172ページ、議案第13号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明をさせていただきます。これは過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づきまして、主に過疎債の充当、もしくは関係補助制度の活用を目的といたしまして、平取町過疎地域自立促進市町村計画を変更するものとなっております。説明につきましては174ページをご覧くださいと思います。これは変更計画の比較表となっております。左側が変更前、右側が変更後となっております。まず、本計画書、これは22年度から27年度までの6年間の計画でございますが、これの40ページ、区分といたしましては8の地域文化の振興等(2)その対策(イ)郷土文化に次の文言を追加するものでございます。これは右側の表の下線部でございます。読み上げますが、さらに、沙流川流域が生み出した文化資源を活かし、都市との交流人口の促進と産業間の連携によって活性化を図り、地域ガイド等の人材ネットワーク形成により推進基盤を構築して新たな雇用の創出を図る。これをつけ加えるということにしております。次のページでございますが、175ページです。同じく40ページ(3)計画の欄に(3)その他事業として事業内容、地域文化資源等ネットワーク形成事業都市間交流、産業間連携、地域ガイド等人材育成、事業主体としては平取町を追加するものでございます。さらに、176ページ、別紙様式2の過疎地域自立促進市町村計画参考資料にも、同様の事業内容と事業主体を追加いたしまして、概算事業費に6150万円を追加いたしまして、年度区分といたしまして、25年度から27年度の事業費をそれぞれ2050万円としてございます。それに伴いまして、概算事業費の総計も変更しているということにしております。当該事業といたしましては平成25年度に予算計上させていただきまして、無料シャトルバスの運行ですとか、地域ガイドの養成を図るということにしております。特定財源といたしまして、総務省の過疎地域等自立活性化推進事業補助金の充当を予定しているというものでございます。本計画につきましては、同法の第6条第4項に基づきまして、

北海道知事との協議が完了したことに伴いまして、議会の議決を得るためのご審議をいただくものでございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、議案第13号平取町過疎地域自立促進市町村計画の変更については原案のとおり可決しました。

日程第18、議案第14号町道の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは、議案第14号町道の認定につきましてご説明申し上げますので177ページをお開き願います。町道に認定しようとする路線につきましては、路線番号253番芽生基地局線と登録番号254番芽生すずらん植物園線の2路線でございます。このたびの町道認定の経緯でございますが、平取ダム建設事業に伴う道道芽生貫気別線の芽生地区におきまして、道路の一部切り替え工事が行われたことによりまして、道は道路法93条に基づき、使用予定のなくなった部分を区域変更を行い、不用物件の扱いとすることになったため、町としてはその周辺に町の管理施設等があることから、不用物件の使用申請を申し出る必要が生じたために、町道に認定しようとするものでございます。それでは見取り図でご説明いたしますので、178ページをお開き願います。最初に芽生基地局線であります但起点は芽生83番地1、終点も同じく83番地1でございます。総延長は317メートルでございますが、重複部分が54.50メートルありますので、実延長は262.50メートルとなります。次に、179ページをお開き願います。芽生すずらん植物園線であります但起点は芽生82番地7、終点も同じく82番地7でございます。総延長は185メートルでございますが、重複部分が21メートルありますので、実延長は164メートルとなります。以上町道の認定につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。1番丹野議員。

1番  
丹野議員

この道路、最終的につながると思うんですけど、この間は道路にならないということですか。

議長

建設水道課長。

建設水道  
課長

この間は、結局、ダムができたときの水没区域に入っていて、水没しますので、道路としては存在しなくなります。

議長

ほかございますか。それでは質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、議案第14号町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第19、議案第15号平成24年度平取町一般会計補正予算第11号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく  
り課長

180ページ、議案第15号平成24年度平取町一般会計補正予算第11号につきましてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5690万7千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を64億7433万6千円とするものでございます。第2項におきましては歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることとしてございます。第2条、繰越明許費は第2表繰越明許費によることといたしております。第3条、地方債の追加は第3表地方債補正によることとしてございます。それでは、事項別明細の歳出からご説明申し上げますので191ページをお開き願いたいと思います。2款1項9目企画費でございます。19節負担金補助及び交付金80万円の追加でございます。これは当町の新エネルギービジョン、もしくは地域の地球温暖化効果ガスの削減といった考え方に基きまして、一般家庭での太陽光発電施設の普及を促進する目的で、平成23年度から家庭用発電施設の設置費用に対し、上限20万円の補助制度を設けてきたというところでございます。しかし、国の買い取り価格制度が確立いたしまして、売電価格も42円と設定されたこともありまして、本制度を活用して施設を設置する町民が増えてきておりまして、当初予算の3施設を超え、現在まで6件の申請がございまして、これは既定予算での対応を図ってきたというところでございます。しかし、売電価格が25年度の契約から引き下がるという見込みもございまして、年度内での設置を希望する申請が相次いでいるということから、その要望にこたえるべく、年度内設置の申請予定者4件分の助成金について追加補正を行うものでございます。次に、2款5項1目諸統計費6万7千円の追加

でございます。これは主に経済センサス活動調査等各種統計調査委託金等の決定に伴う、歳出の調整による追加となっておりまして、12節役務費、通信運搬費3万7千円と14節使用料及び賃借料、事務機器のリース料3万円の追加となっております。次のページでございます。3款1項2目老人福祉費186万2千円の追加でございます。内訳は、19節負担金補助及び交付金は、デイサービスセンター運営費補助金130万円の追加となっております。これは平取デイサービスセンター通所介護事業所の運営費補助金につきましては前年度実績をもとに当初予算計上してございますが、今年度中の利用者の減少等によりまして、予算に不足が生じることとなったことから補助金の増額をするものでございます。利用者は24年度実績見込みで延べ5603人、23年度実績では、6199人と596人が減少してございまして、居宅介護収入をはじめとして、経常経費収入で572万2千円の不足を生じるといった見込みとなっております。事務費等の支出においても442万1千円の節減を図っているものの、予算が不足するということになりまして、追加補正、助成をするものでございます。28節繰出金でございます。56万2千円の追加です。これは居宅介護サービスの受給が増加したことに伴う、給付費の不足が見込まれることとなったため、介護保険会計の予算増による、一般会計繰出金の追加補正となっております。次、下段でございますが、3款1項4目福祉施設費19節負担金補助及び交付金、認知症対応型共同生活介護施設整備費負担金836万8千円の追加でございます。これは現在、振内町に建設中のグループホームの建設費用に充当される道からの補助金の追加交付が決定したということに伴う追加補正となっております。次のページでございます。3款2項2目児童措置費13節委託料、常設保育所運営委託料1202万7千円の追加でございます。これは国から示される保育単価の増額改正に伴うほか、当初見込みより保育児童数及び保育単価の高い低年齢児の割合が増えたことに伴い保育所運営費に不足が生じることから、追加補正をさせていただくものでございます。5款1項2目農業振興費3300万円の追加でございます。これは国の24年度補正予算による補助金を充当して実施することとしたことから、25年度事業を前倒しするということによる追加補正となっております。内容は紫雲古津に建設する、新規就農研修生用住宅新築工事事業の費用でございまして、委託料60万円は住宅建設用地測量・地質調査委託料、15節工事請負費は3240万円でございます。これは木造平屋住宅1棟2戸を建設するための費用となっております。次のページでございます。7款4項3目住宅建設費15節工事請負費6300万円の追加でございます。これも国の24年度補正予算による補助金を充当して実施することとしたことから、25年度事業を一部前倒しすることによる追加補正となっております。平成25年度で計画いたしました振内新団地の公営住宅、3棟6戸のうち2棟4戸、木造2LDKを建設するための工事請負費の追加となっております。次に、12款2項1目国民健康保険病院特別会計繰出金3500万円の追加でございます。こ

これは、看護師の退職に関する一時金の支給、入院者数が減ったことによる医業収益の減などによりまして経常損益がマイナスとなることから、その一部を補てんするため、一般会計からの繰り出しを行うものでございます。次のページでございます。12款3項7目平取町ふるさと応援基金積立金25節積立金278万3千円の追加です。これは平取町ふるさと寄附条例によりまして、ご寄附いただいた基金を積み立てするものでございまして24年度の給付件数は83件となる見込みでございまして、本積み立てにより24年度末のふるさと応援基金の残高は1098万3千円になる見込みでございます。歳出は以上でございまして。次に歳入を説明いたしますので、185ページをお開き願います。

10款1項1目1節地方交付税4665万9千円の追加でございます。今回補正のための一般財源は普通交付税を充当してございます。次に12款2項1目民生費負担金1節児童福祉費負担金129万5千円は保育単価の増額改正、児童数の増などに伴い増加する保育所運営費にかかる保育料の増加分となっております。次のページです。14款1項1目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金304万2千円でございます。これは先ほどの負担金同様、増加する保育所運営費に充当する国庫負担金の増加分となっております。次に14款2項4目土木費国庫補助金2節住宅建設費補助金2596万円でございますが、これは振内新団地公営住宅建設事業に充当する国庫補助金となっております。次のページ、14款2項6目農林水産業費国庫補助金1節農業費補助金これは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金1620万円となっておりますが、これは新規就農研修生用住宅建設事業に充当する国庫補助金となっております。次に15款1項1目民生費道負担金2節児童福祉費負担金152万1千円でございますが、これは国庫負担金同様増加する保育所運営費に充当する道の負担金の増加分となっております。次のページ、15款2項2目民生費道補助金2節老人福祉費補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金836万8千円はグループホーム建設事業に充当されるものでございます。その下段でございますが、15款3項1目総務費道委託金4節統計調査費委託金6万7千円は、ご覧の各種統計調査の費用が決定したことに伴う委託金の増減となっております。次のページでございます。17款1項1目1節寄附金278万3千円はふるさと応援寄附金の決算見込みを計上してございます。18款1項1目1節平取町財政調整基金繰入金168万8千円の減額でございまして、これは充当財源の調整ということで、次のページの21款1項2目1節農業債の中山間地域総合整備事業「平取南地区」120万円の追加と合わせての調整となっております。今回これについての歳出は伴いませんけれども、1月議会におきまして当該事業の変更、それと道のですね、食料基盤強化特別対策事業いわゆるパワーアップ事業の支出金充当によりまして、受益者負担の軽減の補正をさせていただいたというところでございます。これが起債対象になる事業負担金への起債充当と、それから川向営農用水整備事業に充当する財政調整基金の再調整を行った結果、充当額、起債額を変更させていただくと

いうことになってございます。なお本起債は過疎債を予定してございます。次に、同じく、農林水産業債の農業債、新規就農研修生用住宅整備事業1450万円でございますが、これは事業費から補助金を控除した額を起債するものでございます。これは一般単独債の補正予算債を予定してございます。21款1項3目土木債2節住宅債3700万円は振内新団地公営住宅建設事業に充当される起債となってございまして、これは公営住宅債、これも補正予算債でございますが、その充当を予定してございます。次に繰越明許費を説明いたしますので、182ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定によりまして、繰り越しとさせていただくものでございます。先ほど歳出で説明した、事業名、新規就農研修生用住宅整備事業、金額3300万円並びに振内新団地公営住宅建設事業、金額6300万円となっております。これらの事業にかかる繰越一般財源の額は234万円となっております。最後に次のページ、第3表地方債補正を説明いたします。道営中山間地域総合整備事業の限度額を120万円増額いたしまして580万円に、公営住宅建設事業の限度額を3700万円増加いたしまして5750万円に、新規就農研修生用住宅整備事業の限度額を新たに1450万円と設定いたしまして、合計で限度額5270万円を追加いたしまして、限度額を4億7580万円とさせていただくものでございます。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりとなっております。以上、議案第15号一般会計補正予算第11号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。2番藤澤議員。

2番  
藤澤議員

2番藤澤です。191ページ、2款企画費の関係なんですが、実は、この質問からちょっとそれるかなと危惧をいたします。だが、あえて質問を申し上げます。この10日、2週間前からですね、いわゆるソーラーシステムの関係で随分町内に業者からの勧誘電話が入っているようでありまして、私のところにも、10日ほど前、あるいは1週間前3人の方から問い合わせがございました。それで、国からお金が出て道からも出て、そのうえに町の補助も過分にあるのでもう8割9割がたが、いわゆる1割か2割のお金を用意すれば住宅が建つんだのような、それは屋根の話でしょうと、切りかえして聞くんですが、相当混同されているような方々が、私のところにきたり、あるいは電話がきたりということで、その4日後に、夕方、夕方甚だ失礼ながら8時半ですね。似たような電話が私のところにかかりまして、さも勘違いをするような、私もが勘違いをするような話ぶりでありました。ああ、そうですかと、それでは私の電話番号をあなたは今控えてあると思うから、明日、役場でお会いしましょうと。私は、町議会議員でありますと言った途端電話は切れました。何を言いますかという、そういう町民が多くおられるのではないかなと、いうことでこの80

万の金額については、5軒6軒の話ですからいいのですが、機会があれば窓口あるいは相談にみえた方、問い合わせがあったときにですね、そういう旨を町の立場としての旨を十分お伝えになるように担当あるいは職員の方をお願いを申し上げたいと思いますが、現実に耳に入っておられるのでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答え申し上げます。先ほどもご説明申し上げましたが、25年度から売電価格が引き下がるというような予定になっておりまして、国の制度としては、今、契約、設置しますと42円の売電価格が10年間保障されるということもございまして、それがちょっと駆け込み特需のようなかたちになっているということでございまして、その辺もですね多分業者も、その辺の事情をわかっていて、多分売り込みにはいっているんだというふうに思っております。実は私の家にも、そういう電話がかかってきたということもございまして、内情をよく聞いて、私役所の担当だというようなことを申し伝えたときにすぐ電話を切られたということもありまして、なかには、すべてではないですけれどもそういうやはり悪徳の商法がらみですね、業者も存在するのではないかとというふうに担当としては把握しておりますので、当然審査の過程も、国の補助なり、私どもの補助もあわせて受けるという方が多いものですから、国の基準通らない場合はうちもその補助対象とはならないというような前提がございまして、申請にあたってはですね、その辺もしっかりした業者であるかというような確認もさせていただきますし、昨今多いということでもありますので、まちだより等でもその辺も啓発させていただいて、もしそのような相談があつて、不安があれば是非、役場に連絡いただきたいというようなことも啓発したいというふうに考えてございます。

議長

2番藤澤議員。

2番  
藤澤議員

藤澤です。先ほどちょっと聞き忘れたんですが、駆け込み、24年度中であれば42円でしたか、これは10年間、保証される金額と承りましたがそれでよろしいでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

そのとおりでございます。

議長

10番千葉議員。

10番  
千葉議員

10番千葉です。192ページの3款1項2目老人福祉費についてお尋ねしたいと思います。補正を組むということで、19節のデイサービスセンター運営費補助金についてお伺いしておきたいと思います。デイサービス、23年、24年比較したら596人ほど利用者が減少したということで、補助金を130万円ほど、計上するという事なんですけども、やはり今後はですね、民間のグループホームも振内にできることですし、やはり平取福祉会との兼ね合いもいろんな意味で連携も必要だと思ってますけども、私は大事なことは、補助金が悪いとかではないんですよ。やはりこの内訳をきちっと分析していただきたい。なぜかというところデイサービスというのはご承知のとおり入浴と昼食、食事がメインなんです。メインとなるデイサービスとしては。私の家の隣のおばあちゃんも利用してますけども本当に家族としても助かるよ、本人も楽しみがあって、本当に行くことに対して、時間はかかるけれども続けて利用したいという方もいるんですけども、やはりそれ以外ですね、さまざまなお声を聞いていますと、やはり入浴と昼食がメインでそれ以外の、例えばの話ですよ、ゲームをして楽しむ、あるいは何かこうアトラクション的なものを用意して楽しむとか、さまざまなデイサービスのメニューで運営しているですね、平取福祉会の職員の方の努力もあろうと思いますけども、一つは、ショートステイの部分というのは、施設規模からいきましたら、ショートステイで利用される人数のキャパシティが、大きいと数が整っているということも原因にはあろうと思いますけども、問題は、やはりなぜ、596人減ったのか、そして実態として、例えば利用者本人もそうですけどそのご家族の方までやっぱり踏み込んでですね、今まで利用してた人が特に利用しなくなったという部分におきまして、やっぱりきっちり調査をする必要が私はあるかなというふうに理解しております。さまざま経費節減とか人件費もできるだけ切り詰めてという施設側の努力はもちろん私も承知しておりますけども、大事なことは、逆に人件費とか経費を削ったことによって、何かこう内容、デイサービスのメニュー内容的に下がったのか、その辺も踏まえてですね、やはりきちんとした調査していく必要があるなど、そのなかでやはり、どうしても人数が満たされない、補助金として支出を求められるということであればこれはもう致し方ないなと思ってますけども。特に何年間か、こういうこと続いて、補助金を支出していくということになるとやっぱりその辺のきっちりした調査の結果もですね、我々議会の方にも報告いただきたいというふうに考えてますけど、その辺のことについて、ご答弁願います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉  
課長

千葉議員のご質問にお答えを申し上げます。平取かつら園に併設されております、平取デイサービスセンター通所介護事業所に対します補助金につきましては、24年度当初で600万、今回追加補正130万円を加えますと合計73



0万ということになります。この経営改善につきましては再三にわたり町としていたしまして、デイサービスセンター側に要請をしております。平成24年度につきましては、デイサービスの利用者の介護度が重くなりまして、在宅での生活が困難になり、ショートステイ、短期入所生活介護であります。これに移行する方が増加したことによるデイサービス利用者の減少がみられ、利用者数が平成23年度には1日平均20.32人であったものが24年度見込みは18.49人。人数にして1.83人、率にして9.0%程度落ち込む見込みとなりました。収入が23年度に比べて、410万円あまりの減少となる見込みとなっております。千葉議員おっしゃいましたようにゲームやアトラクション等、内容の充実等、施設側としては図ってございますが、本年度については今申し上げました、ショートステイに移行する方が増加したことが主な原因で、利用者数が減少してございます。人件費の減少が利用者数の減少に繋がったということではなくて、利用者数の減少により、それに伴う人件費の金額が下がっているというふうに認識しております。経費の面におきましては、前年度比較で人件費を350万程度減少させる見込みであります。ほかに老朽化した送迎車車両の修理費の増嵩及び燃料費の高騰によります経常的経費の増加が見られたことによりまして、24年度末において収入が5338万1千円に対しまして、支出見込み額が5468万1千円となり、差引き130万円の決算赤字が見込まれるという状態になります。町といたしましては、限られた財源のなかで支出している補助金でございますので、内部でいろいろと検討し、さまざまな議論がございましたが、デイサービスの存在の重要性等を考慮しまして、今般やむを得ず、補正を提案したところであります。

議長

休憩します。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時00分)

議長

再開します。午前中に引き続き、一般会計補正予算の質疑を行います。10番千葉議員。

10番  
千葉議員

10番千葉です。午前中に引き続きの質問になります。同じく192ページの老人福祉費の件でございます。先ほど、大西課長のほうから一定のご回答もらいまして、私は補助金を出すことが良いとか悪いとかって言うこと言ってるんじゃないくて、やっぱり出す以上はきっちりと根拠をつかんで支出をしていただきたい。改善すべきことがあれば、それに向けた取り組みはどのようになってくるのか議会にもご報告いただきたいなというふうに思っております。それで、先ほどちょっと気になってたのは、車の話も出てましたけども、相当デイサービスで搬送してる車も1台、老朽化している、老朽化というか耐用年数を過ぎ

てるような状況でありまして、修理代に毎年、大変な思いするならば、やはりいろんな捻出方法を考えながらですね、新しい車にとりかえたほうがむしろ効率がいい、あるいはその利用者に対しても、新しい車のほうが安全ですよということであれば、そのようなこともですね、やっぱり普段の調査だと私は思っていますんで、そのへんも踏まえてですね、これからの先ほど言った民間が参入して振内にグループホームできるわけですから、あまり差が出ないような方法でひとつ取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

議長

保健福祉課長。

保健福祉課長

ただいま千葉議員ご指摘いただいたとおり、グループホームに民間業者が参入するというところで、片や町からの補助金と、片や介護保険だけの支出ということで、そういう差ができるということができるだけでないようなかたちで今後、かつら園、平取福祉会側に強く要請したいと思います。前段のお話の車両の関係でございますけれども、平成25年度の予算案におきまして、送迎用の車両を更新する旨の予算を提案させていただき予定になってございます。当該車両につきましては、10年以上経過いたしまして、相当、毎日走るものですから、相当な故障が生じ、なかなかこう部品等もですね、なかなか在庫がないというような状態で、かつら園側も大変苦勞してございます。そういうことも踏まえて、平取デイサービス側とは、これは重要な問題でございますので、事あるごとに協議、こちらからの指導等ですね、今後とも、強めてまいりたいと思います。また、こうして議会のですね、本会議におきまして、ご指摘をいただいているという事実は、デイサービスセンター事業者側としてこの問題をより深く認識することにも、当然つながるものと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

議長

ほかございますか。ないようですから質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第19、議案第15号平成24年度平取町一般会計補正予算第11号は原案のとおり可決しました。

日程第20、議案第16号平成24年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

197ページをお開き願います。平成24年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出規定予算にそれ

ぞれ713万円を追加し、総額歳入歳出それぞれ8億2874万3千円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものとします。それでは歳出より、ご説明申し上げます。202ページをお開き願います。7款1項2目19節負担金補助及び交付金120万4千円を追加補正するものであります。補正の理由といたしましては、保険財政共同安定化事業拠出金ですが、国保財政の安定化を図るためにレセプト1件当たり30万円を超える医療費が対象でございまして、当初予算8307万3千円に対しまして、実績が8427万7千円に確定したことに伴い、超過額120万4千円が交付され、追加するものでございます。次、11款1項2目23節償還金利子及び割引料583万1千円を追加補正するものでございます。補正の理由といたしましては、平成23年度国庫支出金の療養給付費負担金でございまして、既に概算交付1億4681万6千円が交付されており、実績が1億4098万5千に確定したことに伴い、超過額583万1千円を返還することとなり、追加補正するものでございます。次203ページをお開き願います。11款3項1目28節繰出金でございまして、9万5千円を追加補正するものでございます。補正の理由といたしまして、国保病院の繰出金で救急患者受入体制支援事業、また、直営診療施設整備に関する交付金でございまして、当初800万円に対しまして、実績が809万5千円に確定したことに伴い、超過額9万5千円が交付され、追加補正するものでございます。次に歳入についてご説明いたします。200ページをお開き願います。歳入、3款2項1目1節財政調整交付金4702万4千円に9万5千円を追加するものでございます。これは国保病院特別会計への繰出金でございまして、超過額分が国から財政特別調整交付金で交付されるものでございます。次、6款2項1目1節財政調整交付金、3426万5千円に120万4千円を追加補正するものでございます。これは、保険財政共同安定化事業の拠出金でございまして、超過額分が道からの財政特別調整交付金で交付されるものでございます。次に201ページをお開き願います。10款1項1目1節繰越金6382万9千円に583万1千円を追加するものでございます。これは平成23年度の医療給付負担金の償還でございまして、必要な財源を一般財源の繰越金に求めたものでございます。以上、国民健康保険特別会計の補正予算について説明いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第20、議案第16号平成24年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第21、議案第17号平成24年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

議案第17号平成24年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号につきましてご説明申し上げますので、議案204ページをお開き願います。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ450万円を追加し、それぞれ3億8817万5千円にしようとするものであります。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明を申し上げます。210ページをお開きください。科目は、3歳出2款1項1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金居宅介護給付費で、金額は450万円を補正しようとするものであります。内容は、ヘルパー訪問介護、福祉用具の貸与、住宅改修費を中心とする居宅介護サービスの受給が増加したことによりまして、平成24年度居宅介護給付費予算の不足が見込まれますことから、これを増額し補正しようとするものであります。一方、歳入につきましては、207ページをご覧くださいと思います。科目、3款1項1目介護給付費国庫負担金1節現年度分介護給付費負担金167万2千円の増額、2節過年度分98万1千円の増額、同じく3款2項1目調整交付金1節調整交付金99万7千円の減額。同じく208ページ、4款1項1目介護給付費交付金1節現年度分112万1千円の増額、2節過年度分168万6千円の増額、同じく5款1項1目介護給付費道負担金1節現年度分介護給付費負担金286万3千円の減額、2節過年度分平成23年度介護給付費道負担金223万3千円の増額、以上は国及び道の予算が当初23年度を基準として、予算額として、決められて交付されておりますことから、それと実際の経費との差を調整したものでございます。同じく209ページ、7款1項1目介護給付費繰入金1節介護給付費繰入金56万2千円の増額、同じく8款1項1目繰越金1節繰越金で前年度繰越金10万5千円の増額とし、以上に財源を求めようとするものであります。以上よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第21、議案第17号平成24年度平取町介護保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第22、議案第18号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

それでは211ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。第2条におきまして、平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。初めに収入、第1款病院事業収益、既定予定額8億4382万3千円、補正予定額251万8千円、計8億4634万1千円となります。第1項医業収益の補正予定額は3248万2千円の減額となっております。第2項医業外収益の補正予定額は3500万円の増額となっております。次に支出、第1款病院事業費用、既定予定額8億4382万3千円、補正予定額251万8千円、計8億4634万1千円となります。第1項医業費用、補正予定額は251万8千円となっております。第3条は、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費、既定予定額4億4441万8千円、補正予定額251万8千円、計4億4693万6千円となります。次のページをお開きください。平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでございますので、詳細は次のページからの説明書によりご説明させていただきますので、省略をさせていただきます。次のページお願いいたします。はじめに支出からご説明させていただきますので、1番下の表をご覧ください。収益的支出の1款1項1目給与費でございます。補正額は251万8千円となり、5節退職一時金の補正でございます。この3月で退職する嘱託職員の退職一時金を追加補正しようとするものでございます。次に収入になりますが、下から2番目の表をご覧ください。1款2項2目1節一般会計負担金でございます。今年度決算見込みにより収支の改善を図るため、一般会計から3500万円を追加繰り入れするものでございます。決算見込みは1月末時点での見込みで約5千万円の損失を見込んでおりますが、そのうち3500万円を追加繰り入れしていただき、損失分の圧縮をするものでございます。平成24年度の損失の要因といたしましては、入院収益が非常に落ち込んだことが大きな要因となっております。次に1番上の表になりますが、1目の入院収益を減額いたします。入院収益が落ち込んでいることから、2748万2千円の減額をいたします。次にその下の表の3目その他医業収益についても、500万円の減額をさせていただきます。次のページお願いいたします。給与費明細書でございます。先ほどご説明いたしました収益的支出の給与費の補正に関する額の変更でございます。1.総括の表のなかの退職給与金の補正を計上しております。251万8千円の増額となっております。以上補正予算第3号についてご説明させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第22、議案第18号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決しました。

日程第23、平成25年度町政及び教育行政執行方針の説明に入ります。まず、町政執行方針の説明を求めます。町長。

町長

平成25年度町政執行方針について説明

議長

休憩します。

(休憩 午後 2時15分)

(再開 午後 2時30分)

議長

再開します。次に教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

教育長

平成25年度教育行政執行方針について説明

議長

平成25年度町政及び教育行政執行方針の説明を終了します。以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時00分)